

一、...

二、...

三、...

四、...

五、...

財團法人協同會大阪支所

理由

我が國ノ美風トモ言フベキ**家**制度ニアツテ配偶者ノ父母ニ對シテハ實父母同様ニ尊敬ノ念ヲ拂フベキハ言フ迄モナイ、コウシタ義理深キ配偶者父母ノ死亡ニ際シテ實父母ノ場合ト同様忌引休暇ヲ附與スル事ハ當然ノ事ト言フベキデアル賢明ナル當局者ハ宜シク従業員達ノ義理孝道ヲ完カラシメルノ意味ニ於テ具体案ノ如ク速カニ實施セラレ度シ

具体案

配偶者父母死亡ノ場合三日間ノ休暇ヲ附與スル事

五、「兼務制度ヲ撤廢セラレ度シ」

理由

現在盛ンニ行ハレツ、アル運轉手ノ車掌兼務ノ制度ハ輸送能率ヲ減退シ組合セノ混亂ヲマネキ従業員ニ非常ナ過勞ヲアタルモノデアアル即チ専門的熟練者ニシテモ繁忙ニ堪ヘカネルガ如